

Title	中華民国財政の整理 (下)
Sub Title	
Author	胡, 己任
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.9 (1922. 9) ,p.1343(139)- 1371(167)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220901-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

四八乃至一四九頁參照) 又最後の定義に於ては分配さへも除外して居る。思ふに是れは、經濟學原理 (Preliminary Remarks, p. 21. & bk. II, Ch. I, p. 200.) に於て分配の法則は、自然及び人間性の確定的條件に依て決定せられるのではなくして全然人間の制度の夫れに依て決定せられるのであると云ふた論據に基いたものであらう云々。(本論十五の前半參照)(註9)

右はポーナー教授の所説の一部であるが、極めて巧妙にミルの定義を批評して居る。勿論教授の批評が、専ら Essays に於ける定義に向つて放たれて居ることは斷る筈もない。現に消費の如きは、ミルの時代に於けると内容も相違したのであるが、兎に角米國經濟學者間の問題となり、決してミルの否定したやうなものではなく、極めて重要なものであると認められるに至つた。(註10) 尚ほミルの定義を批評した學者に、

(註7) op. cit., p. 126.

(註8) J. S. Mill, Principles, Prelim. Remarks, p. 21.

(註9) J. Bonar, Philosophy and Political Economy, p. 244.

(註10) J. K. Ingram, A History of Political Economy, 1915, p. 232.

(註11) op. cit., p. 141.

中華民國財政の整理(下)

胡 己 任

第三章 國債の整理

第一節 外債の整理

我國に於て、數十年來殊に最近十餘年來經濟上又は政治上の勢力を張らんとし暴利を貪る諸外國と借款を以て自己に利益し殆んど借款を以て自己の辦とせる我官吏と、内外相呼應して、經濟借款と云ひ、政治借款と云ひ幾多の借款を

シデキック、ケヤーンズ等があるけれども、今は彼等の批評を紹介する餘裕がない。

以上はミルの經濟學の定義に對する見解である。勿論ミルに従へば、或科學の定義の考察と、其科學の哲學的研究方法。(philosophic methode) 詳言せば其諸研究を實行し、其諸眞理に到達す可き過程の本質の考察とは、不可離的に結合せられるのであるが、(註11) 本論に於ては其前半のみを紹介して後半は全然省略した、或は夫れがために、ミルの所説を紹介するに不充分な點があつたかも知れぬことを慮れる。(了)

(註1) J. S. Mill, Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy, pp. 133-34.

(註2) op. cit., pp. 134-36.

(註3) op. cit., pp. 137-40.

(註4) op. cit., pp. 140-41.

(註5) J. S. Mill, Principles of Political Economy, Prelim. Remarks, p. 1.

(註6) J. S. Mill, Principles of Political Economy, Preface (Chap. I, p. 1).

起し、官吏軍人私腹を肥すの外臨時費と云はず、經常費と云はず、凡ての經費を借款を以て支辨し、借款を以て、唯一無二の政策とし、不知不識の間に、國家の基礎を崩壊せしめんとするに至れり、今試に借款より我國の受けたる損害を擧ぐれば左の如し。

- 一、外債の爲めに連年輸入超過の勢を助長すること
- 二、外債を以て連年輸入超過の額を決済し不足するや又外債を借り、外債の負擔加重するに従ひ、輸入超過も愈々巨額に達し兩者互に因果をなし循環已むことなし
- 三、外債の爲めに關稅自主權を喪失すること
- 四、外債の爲めに國家の樞要なる財源例へば關稅兩稅の如き外人の手に掌握せられ、遂に財政管理の端を啓けること
- 五、外債の爲めに、利息、割引、手数料の如き財政上莫大なる損失を受けたること
- 六、外債の爲めに、財政當局は、外債の借入容易なるを以て財政上整理を怠れること
- 七、外債の爲めに、財政の基礎崩壊し、國家の信用權威地に墜ち、遂に破産の悲運を招致せんに至るに至れり、

以上述べたる所によれば、我國の借款より受けたる損失の甚大なるは、明なり、今後財政を整理して、財政獨立の地位に立たんとするには、先づ財政の永久的利益を考量し、借款に對して嚴格なる制限即ち確實なる經濟借款を除く外、如何なる借款をも訂立す可からざるの制限を施し、同時に現存する内外債を根本より整理し、外債擔保に供せる關關兩税を始め、國家樞要の財源は追々、之を自國の手に收むるを急務とす。今試に我國の凡有外債を分類して、然る後に其整理方法の一斑を述べんとす、

一 外債の分類と其整理の緩急
A 鐵道借款

C 擔保確實なる長期外債

擔保確實なる長期外債年債表

年次	露佛借款 元 八六、六〇〇	英獨借款 元 九六、九六五	英獨第二次借款 元 八五、三三六	國匪事變債金 元 五〇、五九九	克利斯浦借款 元 不 明	華後大借款 元 一、四五〇、〇〇〇	中英公司借款 元 三、三六八
十二年	同	同	同	同	同	同	同
十三年	元利 八六、六〇〇	同	同	同	同	元利 一、四五九、九九四	同
十四年	同	同	同	同	同	同	元利 不 明
十五年	同	同	同	同	同	同	同
十六年	同	同	同	同	同	同	同
十七年	元利 八六、六〇〇	同	同	同	同	同	同
十八年	元利 八六、六〇〇	同	同	同	同	同	同
十九年	元利 八六、六〇〇	同	同	同	同	同	同
二十年	元利 八六、六〇〇	同	同	同	同	同	同
二十一年	元利 八六、六〇〇	同	同	同	同	同	同
二十二年	同	同	同	同	同	同	同
二十三年	同	同	同	同	同	同	同
二十四年	同	同	同	同	同	同	同
二十五年	同	同	同	同	同	同	同
二十六年	同	同	同	同	同	同	同
二十七年	同	同	同	同	同	同	同
二十八年	同	元利 八五、三三六	同	同	同	同	同
二十九年	同	同	同	同	同	同	同
三十年	同	同	同	同	同	同	同
三十一年	同	同	同	同	同	同	同
三十二年	同	同	同	同	同	同	同
三十三年	同	同	同	同	同	同	同

國別鐵道借款表

國 別	債 額
英 國	三四、九九二、〇五〇磅
日 本	七一、七三六、七五〇圓
佛 國	三二、一一五、〇〇〇法
米 國	一、〇〇〇、〇〇〇弗
露 國	三、〇〇〇、〇〇〇墨西哥弗
又	五〇、〇〇〇、〇〇〇留

以上皆擔保ありて、特別會計に屬するが故に、其整理は當今の急務には非ず、

B 鑛山借款

國別鑛山借款表

國 別	債 額
日 本	一一四、〇〇〇、〇〇〇
英 國	四、〇〇〇、〇〇〇

以上皆擔保ありて、其整理も當務の急に非ず

三十四年
三十五年
四十八年迄

*三、七六、七六元

同

每年元利一、四九、九四

備攷 一、此▲符號を附けたるものは、西、蘭、瑞三國に對する全部及露國に對する一部の償金なり、其他各國に對するの償金は尙延期中に在り(本年迄)、

二、以上擧げたる團匪事變償金の數額は、獨逸露三國に對する償金をも含むものなり、

三、此*符號を附けたるものは、民國七年より民國十二年迄五年間團匪事變償金延期の數なり、

四、中英公司借款の擔保は京奉鐵道の純收入なり、此鐵道の營業は最も盛になるが故擔保として甚だ確實なり、

以上諸長期借款は、皆確實なる擔保を有し、其元利の償還は、一定の收入例へば關鹽兩稅、京奉鐵道純收入の如きを以て、之に充當するが故に、其整理は、當今の急務にあらず、唯だ團匪事變償金に就きて、速に各國に退還するを要求すべし、夫れ此の償金は團匪變亂により、吾國に課する苛酷なる義務にして、我財政を紊亂せしめたる重要なるものなり。現在の形勢を見れば、各國は皆退還の意あり、只其退還の方法に就きて、未だ決定せざるのみ、此れ實に正義人道友誼を重する所爲なり

D 擔保不確實なる外債

甲 擔保不確實なる長期外債

擔保不確實なる長期外債表

國別	債名	起債額	現存負債	分償度數	每度償額	起債年	期限	利率	擔保
奧	瑞記第一欸	三〇〇,〇〇〇磅	六〇,〇〇〇磅	一	六〇,〇〇〇	民國元年	民國五年迄	六釐	崇文門稅
同	同 第二欸	四〇〇,〇〇〇磅	五〇,〇〇〇磅	一	五〇,〇〇〇	同	同	同	同
同	同 第三欸	三〇〇,〇〇〇磅	三〇,〇〇〇磅	一	三〇,〇〇〇	同	同	同	同
同	同 第四欸	三〇〇,〇〇〇磅	三〇,〇〇〇磅	一	三〇,〇〇〇	同	同	同	同
同	同 第五欸	三〇〇,〇〇〇磅	三〇,〇〇〇磅	一	三〇,〇〇〇	同	同	同	同
同	同 第六欸	三〇〇,〇〇〇磅	三〇,〇〇〇磅	一	三〇,〇〇〇	同	同	同	同
同	同 第七欸	三〇〇,〇〇〇磅	三〇,〇〇〇磅	一	三〇,〇〇〇	同	同	同	同
佛	中法實業借款	原額一萬五千法 實交一萬法	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇法	二	五〇,〇〇〇,〇〇〇	同	民國五十三 年迄	五釐	實業收入及 江西北各省 酒稅
同	欽渝鐵道借款	原額一萬法 實交一萬法	一〇,〇〇〇,〇〇〇法	二	五,〇〇〇,〇〇〇	同	已滿期	七釐	國庫證券
同	中法實業銀行株金	五〇,〇〇〇,〇〇〇法	三〇,〇〇〇,〇〇〇法	二	一五,〇〇〇,〇〇〇	同	同	同	同
同	米市俄古銀行借款	五,〇〇〇,〇〇〇弗	五,〇〇〇,〇〇〇弗	二	二,五〇〇,〇〇〇	同	民國十年迄	六釐	烟酒公賣稅
同	太平洋振業公司 借款	五,〇〇〇,〇〇〇弗	五,〇〇〇,〇〇〇弗	二	二,五〇〇,〇〇〇	同	同	同	烟酒署稅
英	マコニー公司 前貸第一項	六〇〇,〇〇〇磅	六〇〇,〇〇〇磅	二	三〇〇,〇〇〇	同	民國十七年 迄	同	無線電信
同	同 第二項	一〇〇,〇〇〇磅	一〇〇,〇〇〇磅	二	五〇,〇〇〇	同	民國十八年 迄	同	國庫證券
同	費克斯公司飛 機前貸	一、八〇〇,〇〇〇磅	一、八〇〇,〇〇〇磅	二	九〇〇,〇〇〇	同	同	同	同

日 滙豐銀行電信 10,000,000圓 15,000,000圓
內五百萬圓に交通部の借款なり

同 七年 迄 民國十二年 八釐 國有有線電信の一切の財産及び收入

同 鐵林借款 30,000,000圓 30,000,000圓

同 迄 民國十七年 七釐 鐵山森林の收入

同 順濟高徐鐵道前貸 10,000,000圓 10,000,000圓

同 不定 同 國庫證券

同 吉會鐵道借款 10,000,000圓 10,000,000圓

同 同 同

同 滿蒙鐵道前貸 10,000,000圓 10,000,000圓

同 同 八釐 同

同 朝鮮銀行參戰借款 10,000,000圓 10,000,000圓

同 七釐

同 中日實業公司 水災借款 5,000,000圓 5,000,000圓

同 六年 民國七年迄 同 殺虎口、臨清、多倫、二常關稅

同 太平公司器械 代價 3,000,000圓 3,000,000圓

同 七年 同 各省牙稅及び屠宰稅

以上諸國の借款、合計英金五百五十九萬二千二百磅佛金一萬三千九百九十六萬九千餘法、米金一千一百萬弗、日金一億五千七百餘萬圓に達し、華貨に換算すれば、二萬五千餘萬元に下らず、其外尙利息を計上せざるものもあり、期限の己に満了せるものあり、又未だ到來せざるものも

あり、利息を己に拂ふものあり、又今尙支拂延期を爲すものもあり、此等は擔保を有するものと云はず、擔保を有せざるものと云はず、要するに其不確實は一なり、蓋し此等の擔保に供せる租稅及び收入は皆不確實にして信賴するに足らざればなり。

乙、擔保不確實なる短期外債

擔保不確實なる短期外債表

國別	債名	起債額	現存債額	起債年	期限	利率	擔保
英	阿模士莊船廠借款	一九八、八八三磅	不明	民國八年	同	八釐	
同	滙豐銀行保商手形	二五七、七五〇	行化兩	同	同	同	手形
同	三妙爾公司漢口商	二一三、〇〇〇	公砵兩	同	同	同	
同	揚借款	二一三、〇〇〇	公砵兩	同	同	同	

同	羅士敦借款	二〇〇,〇〇〇磅	不明	
同	滙豐銀行國庫證券	二四二,五四五	同	
英佛	雲南隆興公司補款	九三,七九一磅	三三,七九一磅	同
米	花旗銀行借款	三〇〇,〇〇〇弗	三〇〇,〇〇〇弗	同
同	第一項(教育費)	三〇,〇〇〇弗	三〇,〇〇〇弗	同
同	同第二項(借款)	六〇〇,〇〇〇弗	六〇〇,〇〇〇弗	同
同	米國廣益公司前貸	五〇〇,〇〇〇弗	不明	同
同	亞細亞銀團借款	二六〇,〇〇〇弗	同	同
同	米國海軍賠償欠款	一四,四五四,八八五法	一四,四五四,八八五法	七釐
佛	中法實業銀行欽	八五,一八四	行化兩	同
同	渝前貸延期利息	四六八,三一五兩	四六八,三一五	同
同	同銀行保商手形	一二〇,〇〇〇元	一二〇,〇〇〇元	同
同	欠欸第一項	一〇,〇〇〇磅	元利一二,〇〇三磅	同
同	同 第二項			同
同	同銀行農商部借款			同
同	同銀行教育部借款			同
同	同銀行浦口借款利息			同
佛	愛母愛母公司國庫證券	四,〇六〇,〇〇〇磅	不明	同
同	沙南送公司國庫證券	八,〇〇〇,〇〇五法	同	同

伊	安慶度船代金	八八,〇〇〇磅	七九,五〇〇磅	已滿期	
白	義品洋行教育費	二〇,〇〇〇元	二〇,〇〇〇元	同	同
同	同 第二項	八〇,〇〇〇元	不明	同	同
同	同銀行教育費借款	三七,〇九七磅	同	同	同
同	卑比銀行保商手形	四五九,二〇四	同	同	同
露	道勝銀行龍華車廠欠款	一,四四六,四四四元	不明	已滿期	七釐
同	同銀行審計院借款	一二〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇兩	同	八釐
同	第一項(建築用)	三〇,〇〇〇元	三〇,〇〇〇元	同	同
同	同前貸第二項	一五〇,〇〇〇	不明	同	同
同	同 第三項			同	同
同	同 銀行教育費借款	二九三,五〇〇	二八三,五〇〇	同	同
同	費借款四項合計	又四〇〇,〇〇〇元	又四〇〇,〇〇〇元	同	同
同	同銀行保商手形	五〇九,五四二	四七九,一二五兩	同	同
日	中日實業公司紗廠借款	原額千萬圓	三,〇〇〇,〇〇〇圓	滿期	九釐
同	三井洋行印刷局借款	二,〇〇〇,〇〇〇圓	二,〇〇〇,〇〇〇圓	滿期	八厘
同	東亞興業會社借款	三,〇〇〇,〇〇〇圓	三,〇〇〇,〇〇〇圓	滿期	一分八釐
同	興亞公司借款	五,〇〇〇,〇〇〇圓	不明	已滿期	同

同	大倉洋行保商手形款	二、四五七、一三四圓	二、四五七、一三四圓	同	民國十一年滿期	鹽稅剩餘擔保の國庫證券
同	三井洋行前南京政府借款	二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、五〇〇、〇〇〇圓	同	同	一分より一分七釐迄 烟酒牌監稅及び國庫證券
同	同洋行軍裝借款	一、九三五、〇三二圓	一、一八八、四一六圓	同	已に滿期	同
同	中日實業公司造紙廠借款	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	同	同	七釐(月息) 漢口造紙廠の財產
同	太平洋公司軍械借款第一項	一、八二一、七六〇圓	不明	同	同	七釐
同	同 第二項	八六九、二九一圓	八六九、二九一圓	同	同	八釐
同	同 第三項	五〇、〇〇〇圓	不明	同	同	同
同	正金銀行教育費借款(共二項)	合計	合計	同	同	同
同	朝鮮銀行教育費借款(共三項)	合計	合計	同	同	同
同	臺灣銀行教育費借款	一〇、〇〇〇圓	不明	同	同	七釐八毫(月息)
同	三菱銀行教育費借款	三〇、〇〇〇圓	同	同	同	八釐
同	興業銀行教育費借款	四五〇、〇〇〇圓	四五〇、〇〇〇圓	同	同	同
同	三菱公司軍器代金	四六六、九九六圓	四六六、九九六圓	同	同	五釐
同	武林洋行贈款	五四、四五〇圓	五四、四五〇圓	同	同	手形
同	中日實業公司利息支拂前貸	二、二三一、〇八三圓	不明	同	同	一分
同	同 公司前貸	六二五、〇〇〇圓	二八〇、〇〇〇圓	同	同	鹽餘國庫證券
同	朝鮮銀行參戰借款	三七五、〇〇〇圓	三七五、〇〇〇圓	同	同	同
同	興業銀行利息第一項(吉會鐵道利息)	三七五、〇〇〇圓	三七五、〇〇〇圓	同	同	同
同	同 第二項(山東滿蒙鐵道利息)	一、六〇〇、〇〇〇圓	一、六〇〇、〇〇〇圓	同	同	同
同	滙業銀行電信儲林利息支拂前貸	四、〇四七、五〇〇圓	四、〇四七、五〇〇圓	同	民國十一年三月滿期	一分四釐 鹽稅剩餘
同	同銀行借款第一項	八〇〇、〇〇〇圓	八〇〇、〇〇〇圓	同	已に滿期	一分二釐 元八年公債
同	同 第二項	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	同	同	一分五釐 七年長期公債
同	東亞通商會社漢陽兵工廠欠款	三〇〇、〇〇〇圓	二〇〇、〇〇〇圓	同	同	一分六釐
同	開利洋行借款	一、〇〇〇、〇〇〇圓	不明	同	同	同
同	華記洋行借款	一、〇〇〇、〇〇〇圓	同	同	同	同

以上合計英金四十二萬六千八百六十一磅、米の代金と爲し、或るものは延期せる國庫證券と爲す。性質複雑にして、擔保不確實なり且つ大抵期限滿了せるものなり。

丙、擔保不確實なる長短期外債整理の緊急

擔保不確實なる長短期外債は合計三萬元の巨額を下らず、長期外債の擔保の恃むに足らざるを以て、其元利辨濟の資源極めて不確實にして、期限到來するも還濟の資力なき時は延期に延期

を重ね、其利息を元金に繰入れ或は獨立の短期外債と爲す、而して此種の複利利率は月一分六釐に上るものあり、年一分八釐に上るものあり、苛酷至らざるなし、且短期外債は概して、已に満期せるものにして、何時にしても債権者の催促を免かれざるが故に、我國の國際信用をして益々喪失し、財政をして愈々紊亂するに至らしめ、其禍實に大なるものあり。

我國に於て、今日財政の死命を制するに足るものは、外債の重累なり、而して外債の重累に於て此の擔保不確實なる長短期外債を首と爲すは、以上に述べたるが如し、故に外債の整理は此の擔保不確實なる長短期外債より着手せざる可からず、今試に外債整理の方法を案すべし、

二、外債整理の方案

A 外債償還の緩急先後を定むべきこと
長期外債と云はず、短期外債と云はず、一に期限、條件、

C 目下償還すべき外債の元利を左の方策を以て償還すべしこと

先づ目下償還すべき外債の元利と漸を以て償還すべき外債の利金との額を調査し、其の同額の公債を國內に發行し、不足なる時、始めて外國に發行し、其資金を以て、目下償還すべき外債元利と、漸を以て償還すべき外債の利金との辨濟に充當すべく、其公債は外債整理公債と稱し、酒税を以て擔保とすべし、

D 漸を以て償還すべき外債元利を左の方策を以て償還すべしこと、
甲、外債整理基金を設置すべきこと
今後引上ぐべき關稅の收入より、年々一定の額を支出し外債整理基金と爲すべし、
乙、國債局、國債委員會、國債整理基金保管處を設置すべきこと、

第一、國債局の組織と其の職務、
1. 國債局の組織法、財政部令を設置し、財政部の管轄に歸すべし、其内調査研究課と償還事務課との二課に分つべし、調査研究課は須く内外の財政學者及び其經驗を有するものを網羅すべきなり。
2. 國債局の職務

子、調査研究課の職務は左の如し、
一、本國の内外、長期、短期、政治經濟等所有國債を調査し、分類し、其償還の緩急を定め、統計を編制すること、

形式其他の事情を以て、償還の緩急先後を定むる標準と爲すべし。

B 國債の償還は、強制主義を採用すべきも、少々變通すべきこと、

國債の償還は強制主義に據るべきか將又自由主義に出づべきかは、雙方共其主張する所に理由ありて、絶對には其是非を論じ難し、而して殊に其國の經濟財政の狀態と密接の關係を有するものなることは、各國國債史の證明する所なり、自由償還は、財政經濟の狀態が好況を示せる時、換言すれば、國庫に剩餘金を示せる時に行はれ易く、又容易に行はるゝものとす、之に反して一旦財政經濟の狀態不況に向ふか、臨時收入にして止むに於ては、其償還は急り易く而かも其不況にして繰返さるゝに於ては、遂に忘却せらるゝに至るものとす、官吏は苟且主義を以て時局に應じ、資金の流用病癖と爲り、又財政上の餘裕も容易に望むべきに非らざる我國の如きは、強制主義を採らざる可からず、即ち年々強制的に政府をして國債償還に充當すべき金額を國債整理基金保管處に交付せしめ、國債局は適當なる時機を見て、償還に従事すべきことこれなり(國債整理基金保管局と國債局とは、後に述べんとす)。

一、各國國債償還の方法を調査すること、
一、本國國債の償還するに取るべき方法、手段を定むること、

丑、償還事務課の職務は左の如し、
國債元利償還事務を司ること、
第二、國債委員會の組織と其の職務、
1. 國債委員會の組織法 大總統の命令により、審計院長及び國會議員を以て組織すべし、
2. 國債委員會の職務 國債償還事務に就きて、監督及び審計の勞を取るべし、
第三、國債整理基金保管處の組織と其職務、
1. 國債整理基金保管處の組織 現有の銀行公會を以てすべし、
2. 國債整理基金保管處の職務 國債整理基金を保管し、他に流用するを許容せざること、

第二節 内債の整理

一、内國公債の整理の必要

我國内國公債は、其額多からずして、急速に整理の必要なきに似たるも、國債の償還は、政策上必要の事務に屬し、舊を捨て、新に就き、

昨の義務を果して目今の必要に應ずるは、實に國債政策の神髓なり、且我國の内債を検するに、三、四兩年公債、七年短期、九年金融公債を除く外自餘は抽籤の期尙遠き、或は元利償還の延期、又は擔保の不確實等により市場に於て歡迎せられずして、之を擔保として銀行より資金を借入れんとするも、銀行に拒絶せられ、其用途甚だ狭く信用愈々失し、市價甚だ低落するに至れり、若し速に此等を整理に付せざれば、雷に公債の所持者をして、損失を受けしむるのみならず、將又政府をして、今後財政の整理上、國家の開発上、主に内債に依頼せんとすべきも、公債の信用喪失したるを以て、其目的を達せずして、財政益々收拾す可からざる悲境に陥らんとす、

二、内國公債整理の方法

内國公債は左の方策を以て整理すべし

主として地方徴收に任じ、官吏は苛稅誅求を恣にし、賄賂を收受して、脱稅を默認するの情弊甚だ深し、又調査の困難、警察力の薄弱等により、脱稅するもの夥し、

租稅を分類するに我國の租稅は大別して、田賦(地租)房捐(市塵の家屋稅)、各種特別營業稅(内牙稅、礦稅、商稅、質稅、漁業稅、船捐、商捐、斗秤捐、牙捐、烟酒牌照稅等に分ち)等の直接稅あり、關稅、鹽稅、貨物稅(内貨物稅、統捐統稅、產消稅、釐金、烟酒稅捐、烟酒公賣收入、穀米捐、牲畜屠宰稅捐、茶稅、糖捐、絲綢、土布捐、竹木稅捐、雜稅、雜捐等に分ち)等の間接稅あり、契稅、驗契稅、印紙稅等の行爲稅あり。

各稅の收入の割合に就きて論ずるに、直接稅は間接稅の三分の一にも達せず、行爲稅は間接稅の二十分の一に過ぎず、而して直接收入に於て、房捐及び各種特別營業稅の如きは、其收入

甲、内國公債を整理するも國債局、國債委員會、國債整理基金保管處に一任すべきこと、

乙、内債整理基金を設置すべきこと、
年々強制的に國家收入より一定の基金を國債整理基金保管處に交付し、國債局は適當なる時機に於て、内債の元利を償還すべし、

丙、内債の償還は、經濟上必要なる時に行ふを主とすべし、
即或市場の金融逼迫して、人人資金の缺乏を感ずるに當り、彼等の爲めに買上を爲し、其金融の緊急を緩和すべし、

第四章 稅制上の整理

第一節 稅制整理の方針

我國の租稅に於て、各目煩雜賦課及び徴收の方法複雑にして、何等の系統なく、秩序なきが故に、一方に人民の負擔に不公平を來たし、一方に國家の收入に益すること尠し、國民負擔の立場より見るも、將又財政上の見地より云ふも、幾多の缺陷弊害を存す。

徴稅上の弊害に就きて云ふに、我國の租稅は、

極めて少額に屬し、直接稅の負擔は田賦に偏重せり、間接稅を除く外、鹽稅收入は間接稅收入金額の約三分の一を占め、貨物稅も亦間接稅の三分の一を占めたり、(其中百分の四十五は百貨釐金及び統捐統稅、百分の三十は烟酒稅及び烟酒公賣稅、百分の十五は肉稅、雜稅、穀米稅、百分の十は其他の雜稅なり、)行爲稅に於て、契稅は行爲稅全額の三分の二を占め、驗契費は一時の收入に適さずして、經常の部に入ること能はず、印紙稅の收入も、年二百萬餘元あるのみなり。

我國の租稅は、直接稅過輕、間接稅過重なるを以て、一般の消費品に對する稅率高きが故に、人民の租稅負擔力と負擔額とを比較する時は、貧者に重く、富者に輕き結果を生じ、直接稅に於ても、其負擔は地主に偏重し、租稅の公平を失ふこと甚し、又同じ消費稅にしても、國民生活の必要品たる鹽は重稅を課し其收入を以て歲

入の大部となすのみならず、之を外債の擔保に供し、其反對に最も重きを置くべき烟酒二税に對し、極めて輕税を課するに止まり、其處置の失當は驚くに堪へたり。

加之國庫の實際の收入と人民の實際負擔とに大なる懸隔あり蓋し以上に述べたるが如く我國の租税は地方各省の請負的徵收に任ずるを以て徵稅官吏事務員等の中飽の弊は大なるのみならず、地方の軍民長官は恣に租税の收入を差押へ軍費政費に流用し、又は其私腹を肥し、中央に一葉の報告書を送るのみなればなり。

由是觀之、吾國は速に租税制度を整理せざれば、財政の困難を救濟する能はざるのみならず、人民の困苦を解除することを望む可からざるなり、然らば整理の方針は如何、試に左に擧ぐべし、

一、國税と地方税との劃分すべきこと、

今次を逐ふて詳言せん、

第二節 國税と地方税との劃分

前清朝時代より中央政府自から租税を徵收せずして、其經費悉く各省の解款に仰ぐ、財政の基礎己に鞏固なるに非ず、革命以來、地方の權愈々重く、疆吏專横至らざる所なし、政府の各省より經費を供給せられること益々困難を加へ最近に至りて全然供給斷絶の狀態に在り、加之中央固有の收入も、地方に差押へられ遂に借款に依頼せざれば、土崩瓦解の危険を免かれざる悲境に陥るに至れり、今や國家財政上の獨立を謀り財政上の危険より救はんを欲せば、中央と地方との徵税の範圍を定め、其中央に屬するものを擧げて中央自から管理徵收せざる可からざるなり、且租税の性質より論ずるも、中央に屬すべき租税を地方をして徵收せしめ、或は地方に屬すべき租税を中央をして徵收せしめ、又或は

國體に照し、租税の性質に依り、全國の租税を適宜に劃分し、以て國家と地方との一致的發展を謀るべし、
二、財政と私經濟的調和を圖り、努めて公平の原則を守り、租税の系統を確立し、各税をして相互に調和せしめ、現行の租税を適當に與廢増減すべきこと、
今試に我國の租税を左の如く與廢増減すべし、

增 股	廢 除	增 徵	輕 減	舊 率
家屋稅 營業稅 所得稅 遺產稅 遺贈稅 紙幣發行稅 通行稅 遊樂稅 油稅 鹽稅	貨物稅 釐金 百貨捐 契稅 牙稅 質稅 牲畜稅 屠宰稅 雜捐 船捐 茶捐 貨捐 雜稅 烟酒公賣稅 烟酒稅 烟酒牌照稅	田賦 鹽稅 釐稅 輸入關稅 竹木稅 包稅 內地消費稅 酒稅 印紙稅	本國製糖 輸出關稅 鹽稅	

三、善良なる徵收方法を探るべきこと、
徵收方法の統一を行ひ、中飽の弊を杜絶し國税は財政部に直隸する國稅廳をして徵收し、直接に財政部に送納せしむ、又脱税の惡弊を杜絶し、以て人民の負擔を公平ならしむるべし、

何れに屬すべきかを全然定めずして、中央と云はず、地方と云はず、妄りに之を徵收せんか、遂に租税系統をして、紊亂せしめ、整理する事難きに至るべし、セリグマン(Seligman)教授曰く、「一國の租税制度は能く實質的に又恒久的に進歩するものは必ず國税と地方税との劃分より始まり、劃分以外の改革は固より亦必要なるも然も劃分に注意せざれば、租税全體の充實的永續的進歩は終に期する能はず」と、是を以て同教授は、一八九三年の普魯士地方税劃分の問題を解決せるに對して、世界財政史上の新紀元なりと稱賛せり、
然らば國税と地方税との劃分は實に目下の急務なりと謂ふべし、唯劃分する前に左の四項に就きて決定せざる可からず、

第一項、中央と地方との權限輕重如何を決定すべきこと、
即ち國家の政治は中央集權主義を取るべきや、將

又地方分権主義を取るべきや決定せざる可からず蓋し國税と地方税とを劃分する時、中央に重きを置くべきか或は、地方に重きを置くべきかは、一に國情により異ならざるを得ず、即ち中央集権制度を採るものは、中央に重きを置く、地方分権制度を採るものは、地方に重きを置く、米國は地方分権の國にして、戦前中央費一、地方費二、佛國は中央集権の國にして、戦前中央費四、地方費一、五の比例なればなり、余は我國は今度聯省自治制を布き地方分権主義を採用し、租税の分類は地方に偏重すべしと主張す。

第二項、地方團體の級數多寡を決定すべきこと、

余は我國の地方團體の級數は、省、縣、市の三級に分つべしと主張す。

第三項、經費の性質により、中央と地方との何れに分配すべきかを決定すべきこと、

全國の一切の經費は、其性質の異なるにより、中央に分類すべきものあり、又地方に分類すべきものもあり、余は我國の經費は左の如く分配すべきことを主張す。

中央に分配すべき經費	地方に分配すべき經費	中央と地方との何れにも分配すべき經費
國際經費	國內經費	國內經費
武備經費	文治經費	

一般利益の經費 特別利益の經費
 高智識を要する政務の經費 普通智識を要する政務の經費

第四項、租税の性質により中央と地方との何れに劃歸すべきかを決定すべきこと、

國税と地方税の系統を整理せんと欲せば、先づ各種の租税の性質を審みせざる可らず、然らば何者は國税に歸すべく、何者は地方税に歸すべきや、試に國税と地方税との性質に就きて之を論ぜん

第一、租税の重複徴收の感なきものは、地方税に歸すべく、之に反するものは、國税に歸すべし、但し前者は國税に歸するも差支なし、

第二、人民をして甚だ苦痛を感ぜしむる租税は地方税に歸すべく、之に反するものは國税に歸すべし蓋し、地方税の用途は、主に人民の有形の利益を謀るに在ればなり。

第三、國內各方面及び國際より來る財源は、國税に歸すべく、或地方より來る財源は、其地方の地方税に歸すべし、

右の四項已に決定したる以上、余は此等に根據して、我國の凡ての租税を左の如く中央地方

に劃分せんとす。

甲、國税に劃分すべき租税、

子、現行租税

- 一、關 税 民國五年度議定數 六、四八六、六六元
 八年度豫計數 七、七四〇、〇三三

理由 (一)我國の關税中に於て、海關税は國際的性質を有す、(二)自由貿易を主とするか、保護貿易を主とするか、一に海關税を以て、其目的を達する手段と爲すが故に、關税は正當なる國税と認むべし、

- 二、鹽 税 五年度議定數 九六、七六七、〇一〇元
 八年度豫計數 九一、六八六、〇二六

理由 一、民國二年四國銀行團と善後大借款を訂立せる結果鹽税は外人主管する稽核總所に管理せられたるにより地方税とする自由無し、
 二、國家の徴收すれば將來廢止するか或は專賣と爲すかに容易に實行せらるゝものなり、

三、酒 税

酒税は原と烟草税と合して烟酒税と稱す、今後烟は宜く專賣に付せられ、酒税は獨立して徴收すべし、茲に民國五八兩年度烟酒税の豫算を示すべし、

菸酒公賣税	五年度議定數	一三、三三九、九六元
	八年度豫計數	一四、五二四、九三三

- 四、茶 税 五年度議定數 二、五一七、五八三元
 八年度豫計數 一、九四一、四六二

理由 前項と同じ

- 五、糖 税 五年度議定數 八八九、三〇二元
 八年度豫計數 七二五、八三四

理由 前項と同じ

- 六、礦 税 八年度豫計數 一、二六四、三三二元

理由 我國の礦山中、或るものは外人と關係あり、稅權中央に歸すれば、取扱いに稍容易なり、且將來礦山國有の政策を取らんとするに困難減少すべし。

- 七、印紙税 五年度議定數 五、八六四、四〇〇元
 八年度豫計數 六、一三三、〇〇〇元

理由 印紙税は、單に鉅額なる収入を得可きのみならず、一般の人民に對して法律の效力を生ずるが故に正當なる中央の收入と認むべし、

丑、今後新增租稅

八、油 稅

九、絲繭稅

十、登錄稅

理由 登錄稅が、一般の人民に對して、法律の效力を生ずるが故に、正當なる中央收入と認むべし。

十一、所得稅

十二、遺產稅

十三、紙幣發行稅

十四、通行稅

乙、地方稅に劃分すべきもの、

子、現行租稅

A、國稅より移轉し來れるもの

一、田賦(地租)

五年度議定數 六三、三九、八三六元
八年度豫計數 五三、〇六、三三九元

余は田賦を地方稅に劃分すべしと主張する理由數へて十五箇あり、唯篇幅に限られ此に登載する自由なし、他日專論として閱者に飭すべし。

二、漁業稅

五年度議定數 一八七、二七九元
八年度豫計數 一九七、一九三元

三、竹木稅

五年度議定數 三三二、二八四元
八年度豫計數 三三二、二八四元

るべし、

第三節 租稅の興廢増減

我國の租稅を検するに直接稅は過輕なるに、間接稅は過重にして、行爲稅は尙微々たり、又直接稅中に在りても、家屋稅營業稅の如きは、尙一般に實施せず、資本利息稅の如きも、未だ行はず直接稅の負擔は家主商人資本主に加へずして、地主のみに偏し、賦稅は不公平に流るゝのみならず、國庫の收入は自から豊富ならざるなり、又消費稅中の釐金の如き國庫に裨益すること尠し、内外商業の發達を妨害すること大なり、其他種々の弊害滋生し、速に根本より整理せざる可からず、余は此章第一節に、我國の興廢増減すべき租稅を表示せり、今試に其重なるものに就きて論ずべし。

甲、増設租稅

一、家屋稅

四、包裹稅

五年度議定數 一八、〇〇〇元
八年度豫計數 一九、〇〇〇元

B、原と地方稅に屬するもの、

原と地方稅に屬する地方稅は、細微錯雜にして、各目一に非ず、歲入も詳細の統計なし、宜く根本より整頓して、地方收入項に歸すべし、

丑、今後新增租稅

一、營業の稅

二、家屋稅

三、所得附加稅

四、遊樂稅 (一)、料理館 (二)、娼妓稅

(三)、劇場稅等

租稅の劃分は、略ぼ以上の如し、但我國は土地遼濶なるが故に、東南各省は富裕なる區域にして、西北各省は貧瘠なる地方なり、今一律に租稅を劃分すれば、各省は過不足を生ずべし、然りと雖も、中央の調劑其當を得れば、即ち其不足の省に酌量補助すれば、過不足の弊を免か

我國現行租稅中の房捐は、家屋稅なるも、市街の家屋に限りて、未だ村落に普及せず、宜く房捐を廢除して、家屋稅を行ひ、市街と村落の二分に分つ、賃賃價格を以て標準とし、家屋の所有者に歸すべし、

二、營業稅

我國現行稅制中の牙稅、商稅、質稅、船捐、商捐、斗秤捐、牙捐、烟酒牌照稅等は、皆特種營業稅にして、未だ一般に普及せず、負擔の不公平なるは、甚しきものなり、故に以上諸稅を廢除して、營業稅を布くべし

三、所得稅

我國に於て、常に營業遺產の兩稅なきのみならず、所得稅も之無し、且此外地租貨物稅等の如き皆比例法を採りて之を徵收し、不公平なるは此より甚しきものなし、今若し所得稅を行はば、此の弊を救済すべし、吾國の所得稅は、既に發布せられたるも、商民の反對により未だ實行せず、今後内政を改革し惡稅を廢除して、同時に所得稅を勵行すべし、

四、遺產稅

遺產稅を實施し、收益稅と相輔けて、國庫の收入を増加すべし、

五、登錄稅

現行租稅中單に登錄稅の一部たる契稅あるのみ今後契稅

を廢除して登録税を施行すべし。

六、紙幣發行税

紙幣發行税は、實に歳入の見地より徴課すべきのみならず、金融整理上にも施行する必要があるものにして、今保證準備額に就きて百分の二を賦課すべし。

七、通行税

通行税は、多くの學者が、交通上の理由を以て、非難せられたり、然るに税率餘りに重からんか、一の悪税として、交通の自由及び發達を妨ぐるものなれども、若し其の收入が交通上の設備及改良に供用せられ、且つ其の税率にして、適度ならんか、交通税は必ずしも悪税に非ず加之其の特長とする所は(一)徴收機關を設くる必要なきが故に、徴收費を省くこと(二)中飽脱税の虞なきこと、(三)收入の多寡は豫測せらるべきこと、(四)調査に容易なること是なり、我國は宜く各國の成規に則り、自國の交通及産業の狀態に照し、又國情に準じ、適度に税率を定め船車の等級により差異を設け、自國の汽船汽車電車を初め漸を以て外人の經營するものに推行すべし。

八、遊樂税

遊樂税は、國民産業・貧民生活に影響を生ずることなきが故に、宜く施行すべし。

九、油税

油の類種は、甚だ多く、豆油、麻油、菜油、醬油等の如し、消費は鹽に匹敵す、以前は釐捐を徴課し、脱税の甚だ多し、今後宜しく分別して專税と定むべし。

十、絲繭税

絲の内地消費は、約一萬々餘元あり、百分の五を徴すれば、毎年五百萬元の收入あるべし。

乙、廢除租税

一、貨物税(國產税)

租税制度は、日益に文明に進み、列國は貨物税を施行すれば、生産を妨げる虞あるを以て、烟酒糖、茶、咖啡等の嗜好品或は鹽を除くの外、原料品粗製品等に就きて、税を課せざるものなり、我國の商工業は尙幼稚の狀態にあるが故に、貨物税は宜く烟、酒、糖、竹木、鹽、内地に消費する茶及び絲繭等に限り自餘は免徴すべし。

二、釐金

釐金の内外通商上に及ぼす不便障害大なるを以て、マツケー條約は、釐金税廢止を條件として、定價一割二分の高率迄に關稅の引上げを認めたり。

爾來我國有識の士、頻りに釐金を改廢すべきことを主張せり、唯だ當局の畏難苟安の惡癖により、又釐金改廢後の收入減少を填補する財源なきを顧慮するにより、斯の如き今日文明國に在りては、全く實例なき惡税をして、

四、契稅

登録を施行せんが爲めに、契稅は當然廢止すべし

五、牙稅、質稅、牲畜稅、屠宰稅

此等は、皆營業税施行の結果、廢止するに至るべし。

六、雜稅、貨捐、茶捐、船捐、雜捐

此等は、各省税則不同にして、或は各物單獨に徵稅し、或は百貨一律に賦課し、或は販賣に、或は生産に或は通行に徵稅する等課税重複混亂にして、産業の發達を害し、交通を妨げることを甚しきものなるが故に、貨物税釐金等と共に廢止すべし。

七、烟酒公賣稅、酒稅、烟酒牌照稅

烟草は、專賣制度を探り、酒稅は獨立稅とせんが爲に、此等の税を當然廢除するに至るべし。

丙、増徴租稅

一、田賦

余は、田賦増徴すべき理由及び土地整理の方法に就きて、詳しく論ぜり、篇幅に限られ、將來專論として發表すべし

二、鑛稅

鑛稅は、民國八年度只一、二六四、三五二元を計上せるが、今後鑛山の開採に就きて、一酌量に開放し、奨勵し、一方に嚴重に監督して、努めて脱稅の弊害なからしめ、將來の收入

今日迄尙存するに至れり。

今次華盛頓會議に我代表は釐金を廢止し、關稅を一割二分五の率に引上げべきことを提案し、大體列國は承認せり、當局果して大英斷を以て、速に此の内外共に嫌忌すべき惡税を改廢せんか、内外産業の發達に裨益する所極めて大なるものあるのみならず、財政にも、莫大なる利益を與ふべし、今試に財政の受くる利益を述べんこと一、釐金制度存在する以上、人民の負擔既に堪へざるに如何なる其税あるも増設するを得ず、一旦廢止すれば、商民は内に於て釐金の束縛より解放せられ、外に於て釐金撤廢の條件として、關稅を増徴すべく、其結果關稅の保護を受け内國産業は直に其發育を遂げ、商民は重き負擔に耐へ、是に於てか、舊税を改廢するも可、新釐金を推行するも可、租稅系統を確立するを得るに至らんこと二、釐金を撤廢するも、關稅を増徴すれば、其收入減少を填補するに餘あり、今試に兩者の數字を比較すべし、最近十年來の釐金收入平均毎年約四千萬餘元に達せり、然るに海關稅増徴するによる増收は、約一億二三千萬元に上る見込みあり、此の一億二三千萬元を以て、四千餘萬元の收入減少に填補するに、尙八、九千萬元殘るべし、釐金撤廢の利益は、如何に大なるや。

三、百貨捐

百貨捐の廢止すべき理由は、貨物税の異なることなし

は漸次増加すべし。

三、漁業税

漁業税は、民國八年度一九七、一九三元を計上し、甚だ少額に属せり、且つ此税を施行せる所は、單に奉天、黑龍江、廣東三省あるのみ、今後宜く各漁業地に推行し、歳入は多くなるべし。

四、海關税

今次華府會議の結果、我海關税を修改する爲め、列國は上海に關稅修改委員會を開くべき豫定あり。

是に於て、余は今次我國の關稅改正に對する方針は、須く左の如くすべし。

- 一、釐金を廢止して、關稅率を一割二分五釐に引上ぐべきこと。
- 二、贅澤品殊に煙草に對して、最高率を以て徵課すべきこと。(今後煙草專賣業を設けんが爲めに、煙草に對して、最高率を以て課すべし。)
- 三、物價を調査し、又分類するに當り、精密周到なる方法を以てすべきこと。
- 四、天津、奉天、漢口、重慶、廣州、上海等の平均物價を標準とすべきこと。
- 五、最近五年間の平均物價を標準とすべきこと。
- 六、輸出税に就きて、束縛を受けざることを。
- 五、竹木税

り、唯だ酒税増徴するに當り、左の事項を行はざる可からず。

一、外酒の處置

我國に於て、本國酒は外國酒に比して、其價廉きこと大に懸隔あり、外酒の我國に於て極端なる贅澤品にして、多數人の飲用に充つること能はざるが故に、未だ本國酒の販路を奪ふに至らず、今後酒税に對して増徴すれば、此現象が變動すべし、従つて外酒の處置の法を講ぜざる可からず、今試に左に擧ぐべし。

- A 輸入酒に對して、煙草と共に其他の贅澤品よりも、高き率を以て、輸入税を課すべし、然らざれば、外酒を販賣する者に免許税或は特別營業税を課すべし。
- B 我國の外人居留地に於て、酒を醸造する外人商に對して特別企業税を課すべし。

二、酒税法の統一

酒税に就きて、直隸、奉天各省は均く單行税法あり、革命以來、浙江、雲南各省議會も、亦均く單行酒税法を議決せることあり、酒税は國稅なり、各地方より酒税法を議決すれば、系統は愈々亂れ、整頓するに容易に非らざるが故に、先づ中央より劃一せる税法を定めざる可からず。

三、課税法の改良

- A 醸造者に徵課するは、最も宜しきとす、蓋し醸造者は少數にして、販賣人は極めて散漫なるが故に、調査

民國八年度豫算二二二、一六四元を計上せり。

六、包裹税

民國八年度豫算一九、〇〇〇元を計上せり。五六兩税共に推行せらるべし。

七、内地消費茶

民國八年度豫算一、九四一、四六二元を計上せり。茶の内地に消費するものは、重税に課せらるゝも妨げなし、蓋し外來の茶なければなり。

八、酒税

酒税は、原々煙草税と合徵するものなり、余は煙草專賣業を施行すべきことを主張せるが故に、酒税を獨立のものとするに至るべし、我國の酒專賣を、主張する人が、尠なきからざるも、余は敢て賛同せず、蓋し我國の酒の製法極めて容易にして、嗜酒家も粗製の酒を愛飲し、「沽酒不飲」は、孔子の訓なり、此等の原因によりて、民家多く自から醸造し、自から飲酒の習慣は數千年來一變せることなし、今若し酒を專賣にせんか、密釀槽を禁止すること容易ならざればなり、又酒專賣を施行するに先づ巨額の資金を要す、此は現在の政府に望む可からざることなり、是に於て酒税は、販賣課税に依らざる能はず、試に販賣課税を論ぜんとす。

我國に於て、酒價の廉きこと、世界の冠と爲し、今後我國の酒税に對して、増徴すべきこと、人々均く認むる所なり。

に容易なる見地より、前者に徵するは、便利なればなり、唯此、課税法を採用せんすれば、左の事項を行ふべし。

- 一、醸造者の制限、酒の醸造者は、須く營業免許税及保證金を納付し、免許證書を請求すべきなり。
- 二、納稅期の劃分、毎年四期に分ち、春季に醸造せる酒を帳簿に記入して、検査を受け、卸商に交付するも、自から販賣するも、均く直に税を課せず、夏季に至りて初めて徵收すべし、夏季に醸造するものは秋季に、其餘類推すべし。
- B 酒類同じからず、須く各省の情況に按じて、上、中、下三等に區分して徵課すべし。

九、印紙税

民國八年度豫算は六、二三三、〇〇〇元を計上せり。有假證券婚姻證書等一律に徵課すれば、一千五百萬元の收入を得べし。

丁、輕減租税

糖税

臺灣割讓以後割讓前に比較すれば、糖の輸入は反比例となし、輸入超過四千萬兩に達せり、今糖税を加軍せんか、徒に外糖の爲めに販路を開くに至らんとす、然らば、各國は糖に對して重税を課するも、我國に於て、輕税の品

とせざる可からず。
然るに、糖は贅澤品なり、又自國の糖業を保護せんが爲めに、外糖の輸入税率を引上げ可きものなり。
戊、舊率租稅

鹽稅

多少不公平なるも、收入の多き事鹽稅の如くなれば、之を良稅と云はざる可からず、鹽は人生の必需品なり、而して鹽の外別に代用品を求むること能はざるが故に、近世學者は、多く鹽稅を免徵すべしと主張せり、各國は昔に於て鹽に對して、徵稅するも、今に至りて、廢止したるもの已に尠きに非ず、然るに鹽の消費多く、課稅も甚だ普遍にして、歲入に充當するは、極めて、確實なり、財政上に就きて云はば、良好なる財源たるべし。
世界に於て、鹽稅を徵收するものは、大抵二の方法あり、一は製造課稅法にして、一は政府の獨占法なり、要するに鹽消費稅又は鹽專賣の如きは、之を廢止するの最も宜しきを得たるものなるは、疑ひなき所なるも、財政の情況により、多くの收入を要するに於ては、適當なる鹽消費稅を課するを以て適當とすべく、更に多くの收入を得んと欲せば、專賣制度を探り、又努めて其弊害を抑制するを得策と爲すべし。
我國に於て、鹽稅は昔に於て、之有り、晚清より以來廢

敗を極め、以て今日に至り、今若し大に整頓して、或は製造額課稅法を採用し産地に於て課稅し、或は獨占法を行ひ、政府の獨占に歸し、經營の方法に適當ならんか、國庫の收入増加疑なし。

鹽稅又は鹽專賣は、學者の一般に反對する所にして、英米兩國に於て、鹽に就きて課稅せざるものなるも、財政困難の極に至り、又鹽稅を以て擔保に供せる我國の如き鹽稅を廢止するは、至難の業と謂ふ可し、是に於てか、我國に於て、鹽製造課稅法に依るか、將又鹽專賣の法に依らざる可からず、然るに我國の現狀を以てすれば、官吏の經濟上の技術乏しきに加へ、資本缺乏せるを以て、鹽專賣は、今日可能の事にあらざるなり。
然らば、我國は今日に於て、鹽製造業課稅法を探るべきは、當然の成行なり、今試に其改良の方法を左に擧ぐべし。

- 一、輕き税率を以て徵課すべきこと。
- 二、食用鹽に限り、農工商業上の用に供せる如き場合に於ては、極めて輕き率に止むべきこと。
- 三、内地鹽の發達保護に付て注意すべきこと。
- 四、監督の方法、警察の力、精密周到なるべきこと。

第四節 徵稅法の刷新

我國に於て、中央及び地方各省實際の徵收額

に對し、人民の納稅額は遂に巨大なり、即ち徵稅上に於ける中飽侵蝕の弊甚だ深きが故なり、今後國家の收入を増加せんと欲せば、須く徵稅法を刷新し、以て一切の積弊を根絶すべし。

其他の官業に就きても、改良整頓を必要とするは、論を俟たず。

第五章 官業官産の整理

第一節 官業の整理

一、舊有官業の整頓

我國官業の主なるものは、交通部所管なる四政(鐵道、電信電話、郵便、航空)なり、此等は年々内亂の爲め、歲入實額を減少するに加へ、官吏事務員の中飽濫冒等の弊害甚だ深し。

鐵道電信電話郵便航空等は、實に財政上の收入と關係あるのみならず、産業の發達、民智の普及等に對して、最も重要なるものとす、故に今後宜く此等に就きて、大に整理を加へ、以て一方に收入を増加し、一方に交通事業の進歩を謀るべきものなり。

甲、烟專賣

現行の烟酒公賣稅は、尙一部地方の實施に止まり、全國に普及せず、且つ各は公賣なるも、一種の收稅請負制度にして、所謂烟酒及酒類の國家專賣制度にはあらざるなり、故に此好稅源に對しては、完全なる專賣制を施行するの必要あり、民國八年度の酒烟草歲入豫算には、菸酒公賣稅、菸酒稅、菸酒牌照稅合計三千四十萬元を計上したるが、若し烟草の全國專賣制を定め、酒稅の増率を行はば、此兩者より得る歲入を一億以上に達せしむることは極めて容易なるべく、整理の方法宜しきを得て、數年を経過せば、二億の歲入を見んこと亦至難にあらざる可し、唯だ外烟に對して、禁止的高率を實施するにあ

らざれば、縦令專賣制を實施すと雖も、著しき効果は見る可らざるなり。

乙、度量衡專賣

度量衡を專賣に付せば、其利益二あり、即ち(一)全國の度量衡を劃一せしむること、(二)巨額なる収入を得るの可能なること是なり。

第二節 官産の整理

我國の官産は、土地森林官房等あるも、皆經營の當を得ざるが故に、其収入は甚だ少額なり、今後須く整頓を加へ、其政府自から經營する能はざるもの、拂下を行ふべし、又森林に至りては、水患と大なる關係を有するが故に、政府自から保管するを得策とすべきなり。

第六章 豫算制度の確立

我國に於て、前清朝時代各部各省の收入支出一定の計畫なく、宣統三年に至り、始めて豫算の編成を見、然るに此も一紙空文に過ぎずして、

國民より輕きは、其原因何處に存するや、蓋し國民産業の發達せるか否かに存するものなり、故に我國の財政をして、富裕ならしめんと欲せば、國民の産業を開發し、以て負擔能力を増加せざる可からず、然るに産業を開發せんを欲せば、關稅を増徴せざる可からず、其故は我國の産業は、尙幼稚にして、保護政策を採らざる可からざればなり、然りと雖も、我國資本缺乏せるを以て、又開放主義を採るを宜しとす、兩者の間を斟酌し、各種産業の性質を以て標準とし、棉鐵絲茶糖の如き最も保護すべきものにして、普通の礦業の如きは、最も開放すべきものなり、外商我國内に投資して生ずる利益は、彼は三四割を得るに、我常に六七割を得る故に適當なる外資は利用すべきものなり。

信賴するに足らず、民國成立以來、豫稱の編成三四回に亘るも、此等も實施することなきが故、其信ずべからざるは、宣統三年の豫算と異なることなし。現に財政を整理せんと欲せば、豫稱の編成施行は、極めて重要なることなり、唯だ豫稱は須く全國の財政を整理することに着手せざる可からず、蓋し現在各省財政の實際の收入支出を知らざれば、豫算を編成するの由無し、故に各省財務行政官廳に命じて、歷年實際の收入支出を調査し、毎年國家と地方との行政經費を確定し、豫算を編成し、着々實行すべし。

第七章 國富の開発

財政は産業の發達と大なる關係を有す、蓋し國民の産業發達すれば、租稅の負擔力は、必ず増進し、國家の財政自から富裕となるべし、今世界各國の人民の負擔は、我國民の負擔より數十倍數百倍せるも、苦痛を感ずる程度反つて吾

新刊紹介

Joseph L. Cohen: Insurance Against Unemployment. P. S. King & Son Ltd. London, 1921.

失業の現代産業組織の最も根強き疾患である。企業家は労働者を利用して利潤を挙げ得る場合にのみ労働者を利用する。さうして若しこれによりて利潤を得ることが出来ない場合には、企業家は労働者を用捨なく解雇する。解雇は企業家と労働者との關係の最後である、企業家はそれ以上労働者を顧慮する責任を有たない。生活の唯一の資源である労働力の販路を失つた労働者自身、その後の生活に對する責任を負はなくてはならぬ。失業は労働者に對する絶大な脅威である。さうしてこの脅威を蒙るものは國民の四分一の数算する、且つ失業の發生は現代の産業組織に由縁するのであるから、